

真庭商工会主催：労務セミナー  
受講料無料・先着 20 名

改正法

2019 年春・スタート

いつから何がどう変わる？

## どうしたらいい？ 働き方改革セミナー

本年 4 月 1 日に『働き方改革関連法』が施行されました。

「ニュースでは聞いたことあるけど具体的に何をすればいいの？」という方も多いと思いますが、有給休暇取得の義務化、同一労働同一賃金の導入など、労働者を雇う事業主なら取り組まなければならないことがたくさんあります。本セミナーでは、皆様の疑問点を解決すべく具体的にわかり易く解説します。

### ★ 働き方改革のポイントをわかり易く解説

- ☑ 今 どうして働き方改革なのか？
- ☑ いつから何がどう変わるのか？
- ☑ 年次有給休暇取得義務化への対応と、  
保存が必要な管理簿について
- ☑ 残業の見直しと来年度からの三六協定の注意点
- ☑ そろそろ同一労働同一賃金への対応を考えよう
- ☑ 改革を自社に活かそう

### ★ 講師

杉本社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士

### 杉本由起夫 氏

1964 年 岡山市生まれ  
2010 年開業後、総合労働相談員、健康保険・  
年金相談員、働き方・休み方改善コンサルタント、  
働き方改革推進支援センター相談員として  
活躍中。4 児の父。



- ◆開催日時： 令和 **元** 年 **8** 月 **23** 日（金曜日）  
午後 **2** 時 **00** 分 ~ 午後 **4** 時 **00** 分
- ◆開催場所： 真庭商工会本部 2 階研修室（〒719-3214 真庭市鍋屋 6）
- ◆定 員： 20 名（早めのお申込をお願いします。）
- ◆受 講 料： 無料
- ◆準 備 物： 筆記用具をご持参ください。
- ◆申込方法： 申込用紙に必要事項をご記入の上、FAX・電話にてお申込下さい。
- ◆申 込 先： 真庭商工会(TEL 42-4325・FAX 42-4337) 又は  
最寄りの各支所へ

【申込書は裏面にあります】

よくニュースでも耳にする事が多くなった「働き方改革」。政府も本格的に世の中を変えようと様々な施策を打ち出し、法律も制定されました。労働力の確保と従業員の生活への多様な配慮が一層求められるようになり、中小企業・小規模事業者こそ実施する事が必要となりました。

## どうしたらいい？働き方改革セミナー申込書

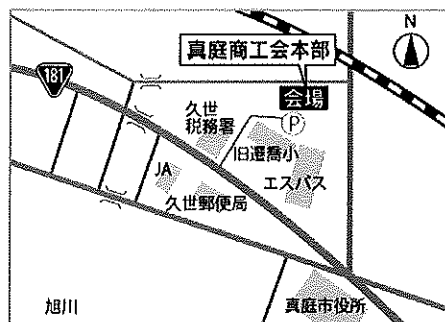
真庭商工会 FAX 0867-42-4337

電子メール [maniwa@okasci.or.jp](mailto:maniwa@okasci.or.jp)

下記必要事項をご記入の上、ファックス又は電子メールにてお申込み下さい。

貴社名	
ご住所 〒	参加者名
	参加者名
電話番号	FAX
E-mail	
備考	

※ご記入いただいた情報は、当セミナーのために利用する目的以外には使用いたしません。



◀ 会場  
真庭商工会 本部 2 階  
岡山県真庭市鍋屋 6  
電話：0867-42-4325